

1. ローマ字に関する経緯

- 昭和29年に「ローマ字のつづり方」が内閣告示として示されてから70年が経過。主として使用するつづり方として示された第1表(いわゆる訓令式)は、一般の社会生活において十分に定着してこなかった。
- 一方、国際的関係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り使用するものとして示された第2表の「SHI」「TSU」「FU」などを使うつづり方(いわゆるヘボン式)が、実際には広く用いられてきた。

訓令式 現行内閣告示の原則だが定着せず
学校教育では主として扱われてきた
例) ISINOMAKI TU YAMA

ヘボン式 社会生活において広く普及
パスポートや道路標識、各種案内等で使用
例) ISHINOMAKI TSUYAMA

2. これからの時代におけるローマ字使用の在り方について(諮問)

- 上記を踏まえ、令和6年5月に文部科学大臣から文化審議会に対して「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」を諮問。
- 文化審議会国語分科会での検討の結果、令和7年7月14日に「改定ローマ字のつづり方」に関する答申案」を取りまとめ。

3. 答申(案)の主な考え方

- 将来に向けてローマ字つづりを安定させるため、実際に社会で広く使用されているヘボン式に基づくつづり方を採用し、表を一つとする。
- 英語の影響などにより、長音符号を用いない表記が広がっている。国語においては、音の長短が語の判別に関わる場合があることから、長音符号を付さない場合には、母音字を並べる方法を周知。

オノ ユキ ONO YUKI
オオノ ユウキ ŌNO YŪKI



長音符号を用いない場合、ともに
ONO YUKI となり判別できない



必要に応じて母音字を並べ
て長音を示す方法を使用

ONO YUKI
OONO YUUKI

- なお、英語など外国語の表記に基づいて国際的に通用している表記その他の各分野で用いることのある表記(「JUDO」(柔道)、「MATCHA」(抹茶)など)については、現状に混乱を来すことのないよう、直ちに変更を求めるものではない。ただし、それぞれにおいて改めて表記の在り方を検討するような場合には、従来の慣行を踏まえ、このつづり方を参考として適切に対応することが望ましい。また、例えば「OHTAWARA」(大田原)の「OH」の使用なども含め、個人の姓名、団体名等を書き表す場合については、当事者の意思を尊重する。
- ローマ字のつづり方は、情報機器へのいわゆる「ローマ字入力」とは別のものであり、入力方法等に何ら変更を求めるものではない。
- 学校教育においても、答申の趣旨に基づいた指導が行われるよう、児童生徒の発達段階等に配慮した教育上の適切な措置に委ねる。

4. 今後の予定

- 内閣告示の改定(令和7年度中を予定)について、政府内で調整。